

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営方針

令和5年5月8日改定 山口市総務部防災危機管理課

災害時等の避難所における感染防止対策については、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も引き続き取り組む必要があることから、避難所運営マニュアル及び本運営方針により感染症対策の徹底を図ることとする。

【基本的な考え方】

- 1 避難所における密集状態の回避
- 2 避難所における感染症予防の徹底
- 3 感染症が疑われる避難者の方への適切な対応
- 4 要配慮者及び感染症リスクの高い方の避難先の確保

1 避難所における密集状態の回避

《分散避難の推奨》

(1) 自宅での安全確保、親戚・知人宅、自治会の集会所等への避難

- ・市が開設する避難所以外で各自の安全を確保することで、感染症リスクの低減を図る。
- ・特に、重症化リスクの高い方について推奨

(2) ホテル、旅館等への宿泊

- ・ホテル・旅館等に宿泊することも安全確保に有効であることを周知。
- ・障がいのある方や要介護など、要配慮者の方も利用しやすく、感染症の重症化リスクが高い方のリスク低減につながるもの。

《市が開設する避難所におけるスペースの確保》

感染症防止を踏まえた避難所定員の設定と早期の開設

- ・各避難所（地域交流センター等）において感染症防止を踏まえたゾーニングを行ったうえで定員を設定（1人当たり1.65㎡⇒4㎡）。
- ・感染症対策が講じられる避難所を優先し、各地域で開設の優先順位を設定。

2 避難所内における感染症予防の徹底

(1) 避難所内の衛生管理の徹底

- ・避難所入口での手指消毒の徹底
- ・共有スペースの清掃・消毒の定期的な実施（特にトイレは重点的に実施）
- ・手洗いの徹底周知（ハンドソープの設置、感染防止のため使い捨てペーパータオルを使用）
- ・混雑状況等によってはマスク着用を推奨し、必要に応じて配布
- ・十分な換気に努める

(2) 受付時の健康状態等の確認

- ・避難者カードにより、下記に該当する方を把握する。
 - ①せき・発熱等の症状や基礎疾患のある方
 - ②10日以内に同居家族等で新型コロナウイルスに感染した人がいる方
- ・体温計（非接触式体温計）を配備し、原則全員に体温測定を実施して発熱の有無を確認する。

(3) 避難者自身による感染防止の取組及び健康管理

- ・手洗い、咳エチケット、換気、間隔の取り方等について、チラシの配布及び感染症対策周知ポスターの貼付により周知
- ・1日2回健康チェックの実施

3 感染症が疑われる避難者の方への適切な対応

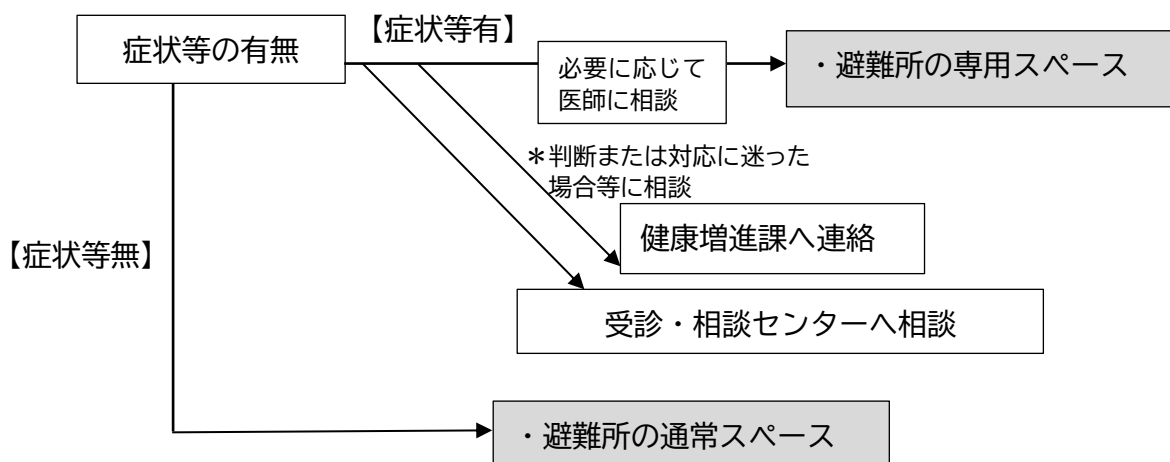
(1) 専用スペースの確保

- ・発熱等症状がある、または感染症が疑われる避難者は、専用スペース（専用の個室を準備）に案内し、可能であれば一般の避難者と動線を分離する。
- ・専用個室の確保が困難な場合は、パーテーション等で区切るなどにより対応する。

(2) 医師への相談

- ・発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医等に相談して必要に応じて診察を受けるように勧める。
- ・必要に応じて健康増進課と対応を検討し、かかりつけ医や受診・相談センターに相談するよう勧める等、適切に対処する。

【フロー図】



4 要配慮者及び感染症リスクの高い方の避難先の確保

- (1) 要配慮者の方については、あらかじめ自宅での安全確保やショートステイ等の福祉サービスの利用、ホテル等の活用を検討するよう周知する。
- (2) 妊婦や慢性疾患等を持つ感染症リスクの高い方は、あらかじめ自宅での安全確保やホテル等の利用について検討しておくことを周知する。
- (3) 市が開設する避難所に避難された場合の居住スペースは、個室等に対応しやすい地域交流センターを優先する。